

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成6年10月1日に訂正することが必要である。

また、平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年3月1日まで

平成3年7月1日にグループ会社であったB社及びA社に入社し、7年10月1日まで継続して勤務していた。その間、実際にはA社において勤務していたが、同社は当初、厚生年金保険の適用事業所でなかったこともあり、給与はB社から支給され、厚生年金保険も同社において加入していた。A社が厚生年金保険の適用事業所となった後も、給与や厚生年金保険料の控除に変化はなかったにもかかわらず、同社での加入に切り替わる際の申立期間が未加入期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の申立期間当時の役員（兼務）及び同僚の証言に加えて、申立人の勤務場所及び勤務内容についての詳細な供述から、申立人は申立期間を含む平成3年7月1日から7年9月30日までA社に継続して勤務していたものと推認できる。

また、上記の役員は「申立人は継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険料を控除していた。」と証言している上、A社が適用事業所となった平成6年10月1日に申立人と同様にグループ会社であったB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成6年10月から7年2月までの標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（平成7年3月の標準報酬月額）から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の役員は納付していたと思うとしているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 945

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

母親から実家のある A 町（現在は、B 市）において国民年金の加入手続きを行い、納付書が届いた国民年金保険料については全て納付したと聞いており、申立期間の国民年金保険料についても両親が勤務していた郵便局か町役場のいずれかで納付しているはずである。申立期間後は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納ということはありませんので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は A 町（当時）において平成 2 年 5 月 8 日に、昭和 60 年 4 月 1 日に遡及して国民年金に加入していることが確認できるが、この加入手続き時点では、申立期間の国民年金保険料を徴収する権利は時効により消滅しており、制度上、申立期間に係る納付書は発行されない。このことは、上記の被保険者台帳から、平成 2 年 7 月 23 日に、上記の加入手続き時点において時効の完成していない申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料がまとめて納付されていることが確認できることも符合している。

また、申立期間当時の申立人の住所地は C 区にあることから、申立人が主張する母親が行った加入手続きは上記の手続きであったと推認できる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを納付したとするその母親も納付状況（納付時期、納付した期間、納付金額等）についての記憶が定かでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月まで
市役所に勤務していた義父が「今なら遡ることができるから」と教えてくれ、夫婦で国民年金に加入した。加入手続や国民年金保険料の納付は義父に依頼した。年金をつなげられたと思い安心していたのに納付記録が無いのは納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父に勧められて夫婦で国民年金に加入し、義父に夫婦の国民年金保険料額を預けて遡って納付したと主張するが、加入を勧められた時期や預けた保険料額の記憶が曖昧である上、これら手続を行ったとする義父は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額、納付場所、納付方法等）は不明である。

また、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、同人から聴取しても、父親にまとまった国民年金保険料額を預けて納付したという主張のほかに具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 54 年 8 月まで
昭和 44 年に結婚してから程なくして、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付書により納付していた。未加入となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録のほか、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未加入期間と記録されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 10 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、申立期間の大半（125 か月のうちの 115 か月）が国民年金の任意加入の対象者（被用者年金加入者の配偶者）であった申立人は、加入手続時点では、これらの期間に遡って国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、加入当初の国民年金保険料額は 3,300 円程度であったと供述しており、これは上記のオンライン記録等において申立人の資格取得時とされている昭和 54 年当時の保険料額と一致しているなど、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらず、未加入であった申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間は 125 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 56 年 2 月 28 日まで
申立期間については、A事業所において学生アルバイトとして勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、未加入期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所及び当時の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書（厚生年金保険被保険者資格取得届の事業所控え）に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い旨回答している上、同事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立人は、学生アルバイトとして勤務した期間について、厚生年金保険に加入していたとして申し立てているが、申立期間当時の理事は、基本的に学生アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨回答している。その上、申立期間中に申立てに係る事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、当時、大学生であった可能性のある年齢の男性 8 人（誕生年が昭和 30 年から 38 年までの者）に対して調査を行ったところ、連絡が取れた 6 人のうち学生アルバイトとして同事業所に勤務したと回答した者が一人みられたが、厚生年金保険へ正職員になった後に加入した記録となっており、同人も「学生アルバイトは多分加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立てに係る事業所は、当時の資料が残っていないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明である旨回答している上、当時の同僚（複数）からも、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除についての証言は得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。